

# Case19

会社が保管している年金手帳を返却してほしいが、会社に出しづらい。

私の年金手帳は、勤務先の事業所が保管している。年金手帳（注1）を自分で保管したいが、在留資格で働いている外国人ということもあって、勤務先の上司に対し年金手帳を返してほしいことを言い出しづらく困っている。



## 行政相談委員の対応



行政相談委員は、四国行政評価支局を通じて、年金事務所に対し相談内容を連絡した。その結果、年金事務所から、事業主に対し年金手帳の取扱い（注2）が説明され、相談者を含む外国人労働者全員に対し年金手帳が返還された。これにより、上記の相談者を含む外国人労働者は、年金事務所に対し、年金の請求や相談をするときに年金手帳を提示できることとなった。

（注）1 被保険者の基礎年金番号等が記載された手帳で、年金の給付を受けるときの手続や年金に関する相談をするときなどに必要となる。

2 事業主は、（略）年金手帳の送付を受けたときは、速やかに、これを被保険者に交付しなければならない（厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第17条）。